

国土交通省からのお知らせ

★無人航空機の空港周辺での飛行禁止空域の拡大について

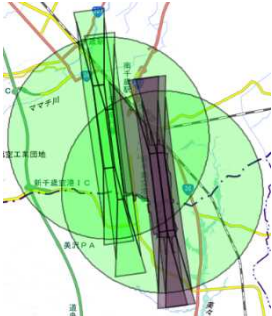
航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される次の空港周辺について、令和元年9月18日付けで無人航空機の飛行禁止空域が変更されていますので、ご注意ください。飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要ですので、所定の手続きを行ってください。

新たに飛行禁止となった空域

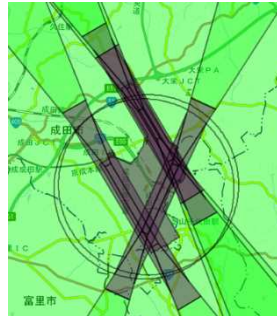
新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港の進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域

○紫色の部分が新たに飛行禁止となった空域

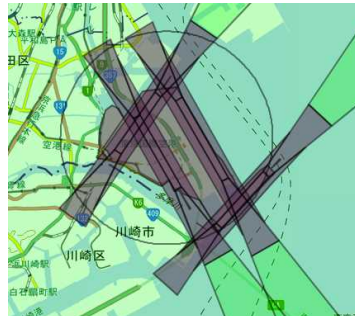
新千歳空港



成田国際空港



東京国際空港



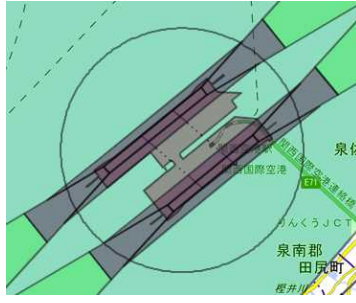
中部国際空港



大阪国際空港



関西国際空港



福岡空港



那覇空港



※この図には誤差が含まれている場合や空港等の敷地が工事等により図と異なる場合がありますので、詳細は空港等の管理者にご確認ください。

★その他の留意事項

令和元年9月18日付けで遵守事項として以下の無人航空機の飛行の方法についても追加されております。

違反した場合には罰則が科せられますので、ご注意ください。

- ・アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- ・飛行前確認を行うこと
- ・航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ・他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと

航空法の詳細は、次のサイトをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html



○その他空港周辺での規制

「ラグビーワールドカップ2019日本大会」が9月20日から11月2日まで開催されることに伴い、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に基づき、対象空港において全ての小型無人機等の飛行が原則禁止となります。

【対象空港】新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、大分空港

詳細な対象区域、期間等は次のサイトをご確認ください。 http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000015.html



【無人航空機ヘルプデスク】電話：03-4588-6457

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで) E-mail：hqt-jcab.mujiin@mlit.go.jp



国土交通省